



報道機関各位

令和7年(2025年)6月25日(水)10時00分 配布

項目	北海道森林審議会委員の公募について
配付資料	応募要領、応募用紙、周知チラシ
内容及び報道に当たってのお願い	<p>道では、林務施策に道民の皆様の声を反映させるため、「北海道森林審議会」の委員を募集しています。応募を希望される場合は、別紙「応募要領」を参照の上、必要書類を道庁水産林務部総務課林務企画係へ送付してください。</p> <p>※北海道森林審議会とは</p> <p>森林法(昭和26年6月26日法律第249号)第68条の規定に基づき設置されている知事の附属機関で、幅広い分野から選ばれた委員により、森林法又は他の法令の規定で定められた事項や森林づくりの推進に関する重要事項の調査審議を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公募人数: 若干名 2 委員の任期: 令和7年12月~令和9年12月(2年間) 3 応募方法: 「北海道における森林・林業・木材産業の魅力と情報発信について」をテーマにした小論文(1,000字)と所定の応募用紙を提出してください。 4 応募期間: 令和7年7月1日(火)~令和7年8月1日(金) 5 応募方法: 道庁水産林務部総務課林務企画係へ、郵便又は電子メールで必要書類を送付してください。持参の場合は令和7年8月1日(金)17時まで。郵送の場合は当日消印有効とします。 6 その他詳細: 別紙「応募要領」を参照してください。 ※「応募要領」、「応募用紙」は道庁水産林務部総務課及び道オホーツク総合振興局産業振興部林務課に備え置くほか、道庁ホームページにも掲載しています。 道HP: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kcs/r-g/r-shingikai/koubo.html 
他のクラブとの関係	道政記者クラブ、林政記者クラブ 配布済み
担当窓口	<p>水産林務部総務課 課長補佐 宮田 久 電話(直通): 011-204-5458 F A X: 011-232-4140</p> <p>オホーツク総合振興局産業振興部林務課 課長 佐々木 裕哉 電話(直通): 0152-41-0645 F A X: 0152-45-0553</p> 

北海道森林審議会委員の公募のお知らせ

○ 北海道では、林務施策に道民の皆様の声を反映させるため、「北海道森林審議会」の委員を募集します。

※「北海道森林審議会」は森林法第68条の規定に基づき、法令に基づく事項の処理を行うほか、北海道の森林づくりに関して幅広く意見を伺うために設置しています。現在15名の委員で構成されていますが、本年12月に委員の任期が満了となります。

<応募要領>

応募資格	次のすべての条件を満たす方 ① 北海道内に居住する満18歳以上の方（令和7年12月1日現在） ② 森林づくりについて関心を持ち、審議会に出席できる方（年数回、札幌市内での出席またはオンライン出席） ③ 国又は、地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む）「以外」の方
公募人員	若干名
委員の任期	令和7年12月から令和9年12月まで（任命の日から2年間）
応募方法	① 応募用紙 「応募用紙」に必要事項を記入してください ② 小論文 次のテーマについて、1,000字以内にまとめてください テーマ【北海道における森林・林業・木材産業の魅力と情報発信について】 ※ 北海道の森林は、全国一の面積を有し、先人達が植え、育ててきた人工林が利用期を迎えるなか、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を行うことが、山村地域の振興に繋がることはもとより、ゼロカーボン北海道の実現や持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します。そこで、他都府県にはない北海道の森林の魅力と、林業・木材産業に携わる人たちの活動について、広く情報を発信するために、あなたが効果的と考える取組とその理由をまとめてください。 ※「応募用紙」は、道庁のホームページからダウンロードできます（PDF、Word）。また、水産林務部総務課にも備え付けてあります。 ※「小論文」は、400字詰原稿用紙を使用するか、A4版用紙1枚につき400字程度で作成してください。なお、電子メールで提出する場合は、「Word」により作成してください。
	応募期間
提出方法	道庁水産林務部総務課林務企画係へ、郵便又は電子メールで送付してください。持参の場合は8月1日（金）17時まで。郵送の場合は当日消印有効とします。
選考	選考委員会において、原則として提出された書類により選考しますが、必要に応じ、面接を実施することがあります。 ①書類による選考 小論文並びに応募用紙記載内容（年齢・活動内容など）により選考します。 ②面接による選考 書類選考の結果、選考委員会で必要と認める場合に実施します。面接については、道庁での対面またはオンラインにて実施する予定です。なお、面接で来庁される際の費用またはオンライン面接の通信に要する費用は応募者負担とさせていただきますのであらかじめご了承ください。
委員の仕事	道で選任した他の委員とともに、「知事の諮問に応じ、森林法又は他の法令の規定で定められた事項や森林づくりの推進に関する重要事項の調査審議」を行います。
報酬等	審議会に出席した場合は、道の規定に基づき報酬及び旅費をお支払いします。

お問い合わせ先・提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道水産林務部総務課林務企画係

電話番号 011-204-5458（林務企画係直通）

E-mail suirin.somu1@pref.hokkaido.lg.jp



（参考）過去の森林審議会の開催状況等については、道庁ホームページに掲載しています。

北海道森林審議会 委員の公募のお知らせ

道では、林務施策に道民の皆様の声を反映させるため
「北海道森林審議会」の委員を募集します。

応募資格

次の全ての条件を満たす方

- ① 北海道内に居住する満18歳以上の方（令和7年12月1日現在）
- ② 森林づくりについて関心を持ち、審議会に出席できる方
（年2～3回、札幌市内で対面またはオンライン出席）
- ③ 国又は、地方公共団体の議員及び職員（道職員であった者を含む）
以外の方

■公募人数

若干名

■委員の任期

令和7年12月～令和9年12月（委嘱の日より2年間）

応募方法

「応募用紙」に必要事項を記入し、指定するテーマについて1,000字以内にまとめた「小論文」とともに持参、郵送又は電子メールで送付して下さい。

《小論文テーマ》

「北海道における森林・林業・木材産業の魅力と情報発信」

北海道の森林は、全国一の面積を有しており、先人達が植え、育ててきた人工林が利用期を迎えるなか、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を行うことが、ゼロカーボン北海道の実現や持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します。そこで、他都府県にはない北海道の森林の魅力と、林業・木材産業に携わる人たちの活動について、広く情報を発信するために、あなたが効果的と考える取組とその理由をまとめてください。

※「応募用紙」は、道庁のホームページからダウンロードできます（PDF、Word）

応募期間

令和7年（2025年）7月1日（火）～8月1日（金）

【問合わせ先】

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

水産林務部総務課林務企画係

電話：011-204-5458 FAX：011-232-4140

HP：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sum/kcs/r-g/r-shingikai/koubo.html>

